

福岡県公報

平成20年9月17日
第2874号

目次

告示(第1492号 - 第1501号)

都市計画事業の認可	(公園街路課)	1
県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	1
県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	1
県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	2
県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	2
土地改良区の設立の認可申請の適否決定	(農村整備課)	4
大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5

告示

福岡県告示第1492号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年9月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 施行者の名称
大野城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡都市計画道路事業 3・4・77号 現人橋乙金線

3 事業施行期間

平成20年9月17日から平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

大野城市乙金東一丁目地内

(2) 使用の部分

大野城市乙金東一丁目地内

福岡県告示第1493号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成20年9月17日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
宮若市山口 (山口地区畑換地区)	平成20年9月4日

福岡県告示第1494号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成20年9月17日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
宮若市山口 (山口地区野中換地区)	平成20年9月4日

福岡県告示第1495号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成20年9月17日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
宮若市山口 (山口地区弥ヶ谷換地区)	平成20年9月4日

福岡県告示第1496号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成20年9月17日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
宮若市山口 (山口地区里換地区)	平成20年9月4日

福岡県告示第1497号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年9月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉郡筑前町四三嶋字下ノ前1638、1639 - 1、1639 - 2 及び1640
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅前三丁目2 - 8

伊藤忠エネクス(株) 営業所支配人 清水 文雄

福岡県告示第1498号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年9月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 起業者の名称
北九州市
- 2 事業の種類
県道長行田町線改築工事（北九州市小倉南区蒲生四丁目地内から同区大字蒲生字鳥越地内まで）及び県道曾根鞘ヶ谷線改築工事（北九州市小倉南区大字蒲生字鳥越地内から同市小倉北区熊谷五丁目地内まで）
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
福岡県北九州市小倉南区蒲生四丁目、蒲生二丁目並びに大字蒲生字カシテ、字寺中、字鷲峯山、字針屋山、字鳥越及び字願能並びに小倉北区熊谷五丁目及び南丘三丁目地内
 - (2) 使用の部分
福岡県北九州市小倉南区大字蒲生字針屋山並びに小倉北区熊谷五丁目及び南丘三丁目地内
- 4 事業の認定の理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
申請に係る事業は、北九州市小倉南区下南方二丁目地内から同区大字蒲生字鳥越地内までの延長1,520mの区間を全体計画区間とする県道長行田町線改築工事のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分及び同区大字蒲生字鳥越地内から同市小倉北区熊谷五丁目地内までの延長468mの区間に係る県道曾根鞘ヶ谷線改築工事である。

県道長行田町線改築工事及び県道曾根鞘ヶ谷線改築工事（以下「本件事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号の都道府県道に関する事業であり、土地収用法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

県道長行田町線（以下「長行田町線」という。）及び県道曾根鞘ヶ谷線（以下「曾根鞘ヶ谷線」という。）は、道路法第7条の規定により福岡県知事が県道に認定した路線であり、北九州市は、同法第17条第1項の規定により長行田町線及び曾根鞘ヶ谷線の道路管理者であることから、本件事業の起業者である北九州市は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

長行田町線は、北九州市小倉南区長行東二丁目地内の一般国道322号との接続点を起点とし、同市小倉北区大門一丁目地内の一般国道199号との接続点を終点とする総延長9,414mの路線で、小倉南区北部の住宅地と小倉北区の市街地を結んでおり、沿線地域住民の経済活動、通勤、通学等の日常活動に重要な役割を果たしている幹線道路である。

しかしながら、起点側である小倉南区内の沿線には住宅、店舗等が連たんしており、また、終点側である小倉北区内の沿線には、公共施設をはじめ、工場等が存し、北九州都市高速道路の紫川ジャンクションへアクセスしているにもかかわらず、ほとんどが幅員狭小な2車線道路であるため、朝夕の通勤、通学時間帯を中心に各所で慢性的な交通混雑が発生しており、車両の円滑かつ安全な交通が阻害されているだけでなく、歩行者及び自転車通行者の安全性が脅かされている状況である。

平成17年度の道路交通センサスによると、長行田町線の自動車交通量は、同市

小倉南区蒲生一丁目地点において14,906台/12時間、混雑度1.35、同市小倉北区貴船町地点において16,476台/12時間、混雑度1.30となっており、特に、同市小倉北区南丘二丁目地内の曾根鞘ヶ谷線との交差点及びその周辺では、朝夕の時間帯に極度の交通渋滞を引き起こしている。また、同市小倉南区の人口及び自動車は毎年着実に増加しており、こうした交通渋滞をより一層助長する状況にある。さらに、長行田町線の周辺には北九州市立今町小学校、同市立徳力小学校等の公共施設が位置しているにもかかわらず、幅員が狭い片側歩道の区間があるため、朝夕に通学する児童などの歩行者の安全性が脅かされている。

一方、曾根鞘ヶ谷線は、同市小倉南区下曾根一丁目地内の県道門司行橋線との接続点を起点とし、同市戸畑区西鞘ヶ谷町地内の一般国道3号との立体交差部を終点とする総延長13,371mの路線で、小倉南区と戸畑区を結び、沿線地域住民の生活に不可欠な幹線道路である。

しかしながら、長行田町線と交差する同市小倉北区南丘二丁目地内から同区熊谷五丁目地内までの現道は、屈曲箇所が多く線形が悪いうえ、バス路線となっているにもかかわらず、車道幅員6mの狭小な区間があるため、車両の大型化に対応できず、路線バスと他の通行車両との対面通行にも支障を来している状況である。

平成17年度の道路交通センサスによると、曾根鞘ヶ谷線の自動車交通量は、同市小倉北区南丘三丁目地点において16,075台/12時間、混雑度1.86となっている。また、歩道と車道の区別のない混合交通の区間があり、歩道整備区間についても幅員が狭い片側歩道となっているため、歩行者及び自転車通行者の安全性が脅かされている。

本件事業の完成により、市街地における交通渋滞が緩和され、円滑かつ安全な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に定める環境影響評価の実施を義務づけられた事業には該当しない。しかし、起業者が任意で自動車の走行に起因する環境への影響について検討を行った結果、騒音については環境基準を満たすと予測しており、振動、大気汚染等については工事期間中及び道路供用後において適切な対策を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者が任意で調査を行ったところ、起業地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に指定される稀少な動物・植物の生息・生育は確認されていない。

また、県道長行田町線改築工事に係る起業地には、文化財保護法により周知された3箇所の埋蔵文化財包蔵地が存するが、起業者と北九州市教育委員会との協議により、記録保存等の措置を講じることとしている。

その他、環境に与える特段の影響があるとは認められない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、市街地における交通渋滞を緩和し、円滑かつ安全な交通を確保することを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）に基づく第4種第1級の規格による4車線道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は平成11年4月5日に都市計画変更決定された都市計画と基本的内容は整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

現道は、(3)アで述べたように、各所で慢性的な交通混雑が発生し、車両の円滑

かつ安全な交通が阻害されていること、歩行者及び自転車通行者の安全性が脅かされていること等から、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条の要件を充足するものと判断される。

以上により、県道長行田町線改築工事（北九州市小倉南区蒲生四丁目地内から同区大字蒲生字鳥越地内まで）及び県道曾根鞘ヶ谷線改築工事（北九州市小倉南区大字蒲生字鳥越地内から同市小倉北区熊谷五丁目地内まで）について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

北九州市小倉北区役所（総務課）及び同市小倉南区役所（総務課）

6 収用又は使用の手続が保留されている起業地

福岡県北九州市小倉南区蒲生四丁目及び小倉北区熊谷五丁目地内

福岡県告示第1499号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の設立の認可申請を平成20年9月4日付けで適当であると決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年9月17日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
福岡市長峰土地改良区	土地改良事業計画書及び定款の写し	平成20年9月17日から平成20年10月17日まで	福岡市早良区役所

福岡県告示第1500号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年9月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年9月4日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ホームプラザナフコ杷木店

(2) 所在地 福岡県朝倉市杷木久喜宮字中島1999番の41

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成21年5月5日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,839平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県朝倉市杷木久喜宮字中島1999番の41	51

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県朝倉市杷木久喜宮字中島1999番の41	20

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県朝倉市杷木久喜宮字中島1999番の41	20.18

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県朝倉市杷木久喜宮字中島1999番の41	11.7

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ナフコ	午前7時	午後9時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前6時30分から午後9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県朝倉市杷木久喜宮字中島1999番の41

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時から午後8時まで

福岡県告示第1501号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年9月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡篠栗町大字金出字イタチベ3576 - 2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡篠栗町大字篠栗307番地 1

藤野 和夫